

貸付条件表

パークレイズ証券株式会社

（本貸付条件表は、貸金業法第 14 条の規定に従い、掲示するものです。）

貸付の種類	手形貸付、証書貸付、極度方式貸付			
貸付の利率	実質年率 貸付額に応じて 15～20%の上限金利			
返済の方式	イ. 一括返済方式 ロ. 元利均等方式 ハ. 元金均等方式 ニ. 定率リボルビング方式 ホ. 定額リボルビング方式 ヘ. 自由返済方式			
返済期間	1 日～30 年			
返済回数	1 回～360 回			
貸付業務取扱主任者の氏名	山田 勝 田口 誠吾 佐竹 晋太郎 川口 弘匡			
賠償額の元本に対する割合	1. 損害額（違約金、遅延損害金を含む）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合： 年 20.00% 2. 賠償額の計算方法 約定期日に支払うべき元本×賠償率×支払期日超過日数/365 又は 366（個別案件により 360 の場合あり）			
担保の内容	1. 担保の徴収の有無： 個別案件の契約による（有価証券、小口貸付債権、不動産、売掛債権、消費者貸出金、個人金融債権） 2. 保証人の要否： 契約により異なる（法人のみ）			
貸付限度額	特に定めなし			
主な返済例	一括返済、実質年率 5.00%で 50 億円の貸付を 5 年行った場合			
	回数	返済金	返済期間	元金
				利息 年率 5.00% 実日数/365(固定) 年 1 回後払い
	1 回	5,000,000,000 円	5 年	5,000,000,000 円
				250,000,000 円
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター			

貸付条件表

パークレイズ証券株式会社

（本貸付条件表は、貸金業法第 14 条の規定に従い、掲示するものです。）

貸付の種類	手形の割引			
貸付の利率	実質年率 貸付額に応じて 15～20%の上限金利			
返済の方式	一括返済方式			
返済期間	15 日～90 日			
返済回数	1 回			
貸付業務取扱主任者の氏名	山田 勝 田口 誠吾 佐竹 晋太郎 川口 弘匡			
賠償額の元本に対する割合	1. 損害額（違約金、遅延損害金を含む）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合： 年 20.00% 2. 賠償額の計算方法 約定期日に支払うべき元本×賠償率×支払期日超過日数/365 又は 366（個別案件により 360 の場合あり）			
担保の内容	1. 担保の徴収の有無： 個別案件の契約による（有価証券、小口貸付債権、不動産、売掛債権、消費者貸出金、個人金融債権） 2. 保証人の要否： 契約により異なる（法人のみ）			
貸付限度額	特に定めなし			
主な返済例	一括返済、実質年率 5.00%で 50 億円の貸付を 5 年行った場合			
	回数	返済金	返済期間	元金
				利息 年率 5.00% 実日数/365(固定) 年 1 回後払い
	1 回	5,000,000,000 円	5 年	5,000,000,000 円
250,000,000 円				
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター			

貸付条件表

パークレイズ証券株式会社

(本貸付条件表は、貸金業法第 14 条の規定に従い、掲示するものです。)

貸付の種類	売渡担保			
貸付の利率	実質年率 貸付額に応じて 15～20%の上限金利			
返済の方式	イ. 一括返済方式 ロ. 元利均等方式 ハ. 元金均等方式 ニ. 定率リボルビング方式 ホ. 定額リボルビング方式 ヘ. 自由返済方式			
返済期間	1 日～30 年			
返済回数	1 回～360 回			
貸付業務取扱主任者の氏名	山田 勝 田口 誠吾 佐竹 晋太郎 川口 弘匡			
賠償額の元本に対する割合	1. 損害額（違約金、遅延損害金を含む）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合： 年 20.00% 2. 賠償額の計算方法 約定期日に支払うべき元本×賠償率×支払期日超過日数/365 又は 366（個別案件により 360 の場合あり）			
担保の内容	1. 担保の徴収の有無： 個別案件の契約による（有価証券、小口貸付債権、不動産、売掛債権、消費者貸出金、個人金融債権） 2. 保証人の要否： 契約により異なる（法人のみ）			
貸付限度額	特に定めなし			
主な返済例	一括返済、実質年率 5.00%で 50 億円の貸付を 5 年行った場合			
	回数	返済金	返済期間	元金
				利息 年率 5.00% 実日数/365(固定) 年 1 回後払い
	1 回	5,000,000,000 円	5 年	5,000,000,000 円
				250,000,000 円
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター			